

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年7月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県	...
3. 市区町村名	可児市	...
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	9-2	...
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.kani.lg.jp/	

執行機関名 可児市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成25年可児市訓令甲第10号)による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項 可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成25年可児市訓令甲第10号)による小児慢性特定疾患児童日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	可児市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成25年可児市訓令甲第10号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この訓令は、 <u>児童</u> の健全な <u>育成</u> を目的とした小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。